

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ①平成3年10月から4年5月まで
②平成13年4月から同年6月まで

私は、国民年金の加入手続については、A市役所で行い、申立期間①の国民年金保険料については、A市役所でまとめて納付した。

また、申立期間②の国民年金保険料は、当時同居していた私の母親が社会保険事務所で納付してくれていたと思う。

申立期間について、国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、3か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、当該期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、当該期間当時、申立人と同居していた申立人の両親は、いずれも国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人家族の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、社会保険庁のオンライン記録から、当該期間直前の6か月間及び直後の9か月間に係る国民年金保険料については、いずれも過年度納付されていることが確認できることから、当該期間の国民年金保険料についても、過年度納付により納付されたものとするのが自然である。

2 一方、申立期間①については、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金保険料の納付金額等に関する申立人の記憶は曖昧であり、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情

も見当たらない。

また、社会保険庁の記録上、当該期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、当該期間当時、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 13 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間及び 46 年 7 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、36 年 9 月から 37 年 3 月までの期間及び 46 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付記録を訂正することが必要であるとともに、厚生年金保険加入期間と重複する 36 年 4 月から同年 8 月までの期間及び 46 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで
②昭和 46 年 7 月から同年 12 月まで

私は、昭和 36 年 9 月に、妻と結婚することを前提として、妻の父親が経営する会社に転職した。その際、妻の父親が経営する会社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったこともあり、妻の両親から国民年金に加入することを強く勧められたので、加入手続を妻の両親にお願いした。

その後、昭和 37 年 6 月に結婚し、しばらくの間は、私たち夫婦二人分の国民年金保険料は妻の母親に預けていたので、妻の母親が A 市役所で納付していたと思う。妻からも、「結婚後しばらくは母親が納付していた。」と聞いていたので、申立期間①は妻の母親が納付してくれていたはずである。

また、申立期間①のうち、昭和 36 年 4 月から同年 8 月までは厚生年金保険の加入期間と重複して納付しているので、その期間の国民年金保険料を還付してほしい。

申立期間②は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間②の国民年金保険料は、妻は納付済みとされているの

に、私は未納期間とされていることに納得がいかない。

また、昭和 46 年 10 月から同年 12 月までは厚生年金保険の加入期間と重複して納付しているのもので、その期間の国民年金保険料を還付してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間①については、12 か月と比較的短期間であり、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和 37 年 11 月 28 日であり、その時点において、当該期間の国民年金保険料を過年度納付により納付することが可能であったと考えられる。

また、当該期間のうち、昭和 36 年 4 月から同年 8 月までの期間については、厚生年金保険加入期間と重複しているが、社会保険庁のオンライン記録によると、平成 19 年 10 月 18 日に、申立人の国民年金被保険者資格取得日が昭和 36 年 4 月 1 日から同年 9 月 13 日に訂正されていることから、同年 4 月から同年 8 月までの期間は、当初、国民年金の強制加入期間とされていたものと考えられる。

さらに、申立期間②については、申立人の妻は昭和 46 年 12 月 8 日に当該期間に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる上、申立人夫婦がそれぞれ所持している国民年金手帳において、41 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料は夫婦同一日に納付されていることが確認できることから、申立人の妻は、申立人の当該期間に係る国民年金保険料についても一緒に納付したものと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、当該期間のうち、昭和 46 年 10 月から同年 12 月までの期間については、厚生年金保険加入期間と重複しているが、社会保険庁が保管している健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の健康保険資格取得届が同年 11 月 9 日付けで処理されていることが確認でき、申立人の妻が当該期間に係る国民年金保険料を同年 12 月 8 日に納付したとする申立人の主張に不自然な点は認められない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められるとともに、厚生年金保険加入期間と重複する昭和 36 年 4 月から同年 8 月までの期間及び 46 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料は、還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和5年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月1日から52年7月11日まで

私は、昭和45年6月から、A市にあったB社に勤務しており、当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、脱退手当金を支給済みとのことであった。しかし、私は、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和52年7月11日）前の51年3月ごろには、実家のあるC市に転居しており、脱退手当金の請求も受領もしていない。申立期間について、脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事業主は、「申立期間当時も含め、脱退手当金の代理請求等を行ったことはない。」と否定しているところ、B社及びその事業主が当該事業所と隣接した場所に経営していた別の事業所の被保険者16人のうち、脱退手当金が支給された記録となっている者は申立人を含め2人しか確認できず、当時の事業主が主張するとおり、事業主が申立人の委任を受けて脱退手当金を代理請求したとは考え難い。

また、社会保険庁の記録によると、脱退手当金は、申立期間の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和52年8月31日に支給された記録となっているところ、申立人は、当該事業所に係る被保険者資格喪失日（昭和52年7月11日）以前に実家のあるC市に

書式変更: 文字間隔広く 24.75 pt

書式変更: インデント: 最初の行: 0.78 字

書式変更: 文字間隔広く 0.35 pt

書式変更: 文字間隔広く 3.75 pt

書式変更: インデント: 最初の行: 2.33 字

書式変更: 文字間隔広く 1.85 pt

書式変更: 文字間隔広く 24.75 pt

書式変更: インデント: 最初の行: 0.77 字

書式変更: 文字間隔広く 0.35 pt

書式変更: 文字間隔広く 3.75 pt

書式変更: インデント: 最初の行: 2.33 字

書式変更: 文字間隔広く 1.85 pt

転居したと主張するとおり、戸籍の附票において、申立人が 51 年 3 月 23 日に C 市に転居したことが確認できる上、社会保険庁の特殊台帳によると、昭和 51 年度及び 52 年度が国民年金保険料の申請免除期間とされていたことが確認できることから、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 2 月から同年 7 月までの期間、同年 10 月から 55 年 8 月までの期間及び同年 10 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 54 年 2 月から同年 7 月まで
②昭和 54 年 10 月から 55 年 8 月まで
③昭和 55 年 10 月から 61 年 3 月まで

私は、老後のことを考えて、昭和 43 年 2 月に国民年金に任意加入し、申立期間の国民年金保険料は、当時、居住していた団地の町内会の婦人部（納付組織）に納付していた。私も婦人部に入っていたので、当番の時に国民年金保険料の集金をしたことを覚えている。申立期間の国民年金保険料は、確かに納付しているので、申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録上、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる上、申立人が所持している国民年金手帳においても、申立期間は国民年金の被保険者期間とされていないことが確認でき、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時、申立人と同じ団地に居住していた 6 人を証人として挙げているが、このうち事情を聴取することができた 5 人

は、いずれも「申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたかどうかは覚えていない。」としており、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる証言を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年9月1日から39年8月1日まで
私は、同僚数人と社会保険事務所で脱退手当金の請求手続きを行い、証書のようなものを受け取ったが、保管したままにしており、現金は受け取っていない。
申立期間について、脱退手当金を受領していないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「数人の同僚と一緒に社会保険事務所に行き、脱退手当金の請求手続きを行い、証書のようなものを受け取った。」としているところ、当該複数の同僚のうち、事情を聴取できた二人は、いずれも「申立人がその場にいたことは覚えていないが、数人の同僚と一緒に社会保険事務所に行き、脱退手当金を受給した。」としていることから、申立人の意思に基づき、脱退手当金が請求されたことは明らかである。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは認められない上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和39年9月15日に支給された記録となっており、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

長崎厚生年金 事案 241 (事案 15 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 8 月 20 日から 21 年 5 月 21 日まで

A 社は、昭和 20 年 8 月 20 日に B 社に名称変更し、その後、C 社と合併したが、私は、18 年 4 月 12 日に A 社に入社後、63 年 3 月 31 日に C 社を退職するまで継続して勤務していた。申立期間に係る年金記録確認の申立てをしたところ、平成 20 年 4 月に年金記録の訂正は必要でないとする通知をもらった。

今回、新たに、C 社が発行した昭和 18 年 4 月 12 日から 63 年 3 月 31 日までの在籍証明書を提出するので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、給与明細書等の資料が無く、社会保険庁が保管している A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格喪失日 (昭和 20 年 8 月 20 日) 及び B 社に係る被保険者名簿の資格取得日 (昭和 21 年 5 月 21 日) はオンライン記録と一致しており、B 社の事業を継承した C 社は、「申立期間当時の資料は現存しないため、厚生年金保険の加入状況については不明である。」としている上、戦後の B 社における従業員の厚生年金保険の加入状況を見ると、必ずしも全員が A 社から継続して加入している記録とはなっておらず、勤務内容に応じて取扱いが異なっていた可能性がうかがわれるとして、既に、当委員会の決定に基づき、平成 20 年 4 月 23 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料として、C 社が発行した昭和 18 年 4 月 12 日から 63 年 3 月 31 日までの在籍証明書を提出しており、申立期間当時、B 社に

在籍していたことは確認できるものの、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたこと、又はB社が申立てどおりの届出を行っていたことまでは推認できない。

また、社会保険業務センターが保管している厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる旧台帳）を確認しても、当該台帳に記載されている記録はオンライン記録と一致している上、申立期間当時、B社に勤務していた複数の同僚に確認しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、戦後、A社D工場跡の片付け等を2週間ほど行った後、ボイラー係を経て、定期船を運航する係に配属されたとしているが、申立人と同じように転属した同僚を申立人は覚えていない上、各配属先の同僚に係る戦前、戦後の厚生年金保険の加入状況を確認しても、必ずしもA社及びB社において、被保険者記録が継続しているとは言えない状況であった。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 35 年 5 月から 36 年 6 月 1 日まで
②昭和 37 年 10 月 17 日から 38 年 6 月 1 日まで
③昭和 39 年 1 月 1 日から 46 年 5 月 1 日まで

父親は、昭和 35 年 5 月から 46 年 4 月 30 日までの期間において、A 社に継続して勤務していたはずであるが、社会保険事務所から申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を受けた。給与明細書、源泉徴収票等を保管しているので、申立期間について、被保険者期間であることを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の長男が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の大部分において、A社に勤務していたことは、申立人の長男から提出された給与明細書及び源泉徴収票並びに雇用保険の加入記録により確認できるが、給与明細書及び源泉徴収票に記載されている社会保険料の控除額は、給与支払額から推定される厚生年金保険料額とは乖離^{かいり}している上、申立期間当時の日雇労働者健康保険の保険料に相当する額であると認められる。

また、申立期間②のうち、昭和 37 年 10 月 17 日から 38 年 2 月 21 日までの期間については、i) 37 年 10 月分の給与明細書によると、稼働日数が 5 日で、失業保険を除く保険料は控除されていないことから、申立人が同年 10 月に勤務していたのは、被保険者記録の確認できる同年 10 月 1 日から同年 10 月 16 日までの期間うちの 5 日間であると推認されること、ii) 38 年 2 月分の給与明細書によると、稼働日数が 6 日であることから、申立人が同年 2 月に勤務していたのは、被保険者記録の確認できる同年 2 月 22

日から同年2月28日までの期間のうちの6日間であると推認されること、iii) 雇用保険の加入記録において、資格取得日は38年2月22日とされていること、iv) 申立人の長男は、37年11月分から38年1月分までの給与明細書を所持していないことなどから、申立人は、当該期間において、当該事業所に勤務していなかった可能性も否定できない。

さらに、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格取得日（昭和36年6月1日、38年6月1日）及び喪失日（昭和37年10月17日、39年1月1日）はオンライン記録と一致している上、被保険者原票において、申立人の老齢厚生年金の裁定に当たり、昭和39年4月7日付けで資格確認を行っていることが確認でき、その当時、被保険者資格を喪失していることが年金を受給する要件の一つであったことから、申立期間③の大部分については、当該事業所における厚生年金保険の被保険者ではなかったものと推認される。

加えて、当該事業所の事業を継承したB社は、「当時の資料が残っていないため、申立てどおりの届出及び保険料納付を行ったかどうかについては不明である。」としている上、当時の複数の同僚に確認しても、申立人を覚えておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月 10 日から 45 年 2 月 10 日まで
私は、昭和 44 年 10 月 10 日に A 社の弾薬取扱員として採用され、45 年 2 月 9 日に退職するまで継続して勤務していた。当時の給与明細書等は保管していないが勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A社に弾薬取扱員として勤務していたことは、当時のB事務所（現在は、C事務所）が保管している「期間限定従業員台帳」及び雇用保険の記録により確認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により申立人の給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、社会保険庁が保管しているB事務所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は確認できない上、申立期間及びその前後の期間に整理番号に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

さらに、C事務所によると、「申立期間当時、従業員の労務管理は県に委任しており、当時の資料としては、従業員台帳はあるものの、給与台帳等の資料は既に無く、申立てどおりの資格取得及び喪失に関する届出並びに厚生年金保険料の控除を行ったか否かについては不明である。」としている上、申立人が覚えている同僚の所在は特定できず、申立期間及びその前後の期間において、B事務所に係る被保険者資格を取得した者で事情を聴取できた12人のうち3人は、「期間限定従業員であったころの被保険者記録が無い。」としており、そのうちの1人は、「期間限定従業員の時は、厚生

年金保険には加入させてもらっていなかったと思う。」としており、申立期間当時、B事務所は、期間限定従業員を厚生年金保険に加入させていなかった可能性も否定できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 34 年 11 月から 35 年 4 月 29 日まで
②昭和 35 年 8 月 26 日から 36 年 12 月まで

ねんきん特別便の記録によると、私の A 社に係る厚生年金保険の加入期間が昭和 35 年 4 月 29 日から同年 8 月 26 日までの期間とされていた。同社における加入期間が短いと思い、以前、自分で記載した履歴書を見ると、同社には、34 年 11 月から 36 年 12 月まで勤務していたことが分かった。入社当初はトラック助手として勤務し、35 年 11 月に大型免許を取得後は運転手として勤務していたことは間違いないので、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、社会保険庁が保管している A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の被保険者資格取得日及び喪失日は、いずれもオンライン記録と一致している上、被保険者は健康保険の番号順に記載されており、申立期間及びその前後の期間に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

さらに、当該事業所は既に全喪している上、当時の事業主は死亡しており、複数の同僚に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることができなかった。

なお、申立人及び被保険者名簿において申立人の前後に氏名が記載されている 11 人の資格取得日は、いずれもいったん記載された日付からさかのぼった日付に訂正された形跡が確認できるが（例えば、申立人の場合、当

初、35年6月13日と記載されていたものが、同年4月29日に訂正されている。)、当該訂正の形跡をもって申立期間における被保険者記録が確認できないという事実に何らかの影響を及ぼしたものとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 10 月 29 日から 20 年 5 月 2 日まで

私は、昭和 17 年 10 月に白紙召集による第 5 次徴用工として A 社に入社し、20 年 2 月の徴兵検査後、同年 5 月に入隊するまでは継続して当該事業所に勤務していた。社会保険事務所に当該事業所に係る厚生年金保険被保険者加入期間照会を行ったところ、被保険者名簿に氏名が見当たらないとの回答を得た。

しかし、申立期間において、当該事業所で船舶の艀装の仕事をしていたことは間違いなく、被保険者名簿に氏名が見当たらないというのはおかしいので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A 社に勤務していたことは、申立人とはほぼ同時期に当該事業所に入社したとする同僚二人の証言及び申立人は当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚等の氏名や当時の状況等を鮮明に記憶していることなどから推認されるが、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない上、申立人が覚えている同僚 7 人のうち 4 人についても、申立期間当時、当該被保険者名簿において、氏名を確認できない。

さらに、当該事業所は既に全喪し、当時の事業主は既に死亡している上、

当時の同僚に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月 1 日から 40 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 38 年 9 月ごろに、以前、別の事業所で一緒に勤務していた同僚の紹介で A 社に入社した。40 年 2 月ごろ、母親が病気となり B 市に帰った後は、当該事業所には戻らなかった。当該事業所が厚生年金保険に新規適用された 39 年 9 月以降における当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険に加入していた事実を確認できないとの回答があった。しかし、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった同年 9 月以降について、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁が保管している A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない上、被保険者は「健保証の番号」欄に記載された番号順に記載されており、申立期間及びその前後の期間に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

さらに、当該事業所は既に全喪し、当時の事業主は死亡している上、申立人は、「昭和 40 年 2 月ごろに、母親が病気となったので、B 市に戻り、併せて住民票も異動させた。その後は、A 社には戻らなかった。」としているところ、戸籍の附票により、申立人が昭和 39 年 2 月に B 市に転入していることが確認できることから、申立人は、当該事業所に勤務していた時期

を誤認している可能性も否定できない。

加えて、元同僚は、申立人が当該事業所に勤務していたことを証言しているものの、勤務していた時期が特定できず、このほか厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる証言も得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 11 月から 33 年 9 月まで

私は、昭和 32 年 11 月に、知人の紹介で A 社に入社した。当該事業所では、主にダクト(船の空調のための管)の組立場において、材料を受け取ったり、製品を納品したりする職人の手伝いをしていた。退職時に、常務から一生大事なものだからと言われて、厚生年金保険被保険者証と雇用保険被保険者証をもらった記憶がある。厚生年金保険被保険者証をもらったということは、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A 社(現在は、B 社)に勤務していたことは、当該事業所に係る被保険者記録の確認できる複数の同僚の証言から推認できるが、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない上、被保険者は健康保険の番号順に記載されており、申立期間及びその前後の期間に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

さらに、当該事業所は、「申立期間当時の資料は既に処分しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の有無や申立てどおりの届出を行ったかどうかについては不明である。」としている上、当時の事業主は既に死亡しており、事業主により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実をうかがわせる証言を得られなかった。

加えて、当該事業所に係る被保険者記録の確認できる同僚二人のうち一

人は、「当初、見習いとして入社したが、見習い期間は、厚生年金保険に加入していない。」としていることから、当該事業所は、従業員が見習い期間のうち厚生年金保険に加入させていなかった可能性も否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 35 年 10 月 1 日から 36 年 4 月 25 日まで
②昭和 36 年 10 月 1 日から 37 年 4 月 25 日まで
③昭和 37 年 10 月 1 日から 38 年 4 月 25 日まで
④昭和 38 年 10 月 1 日から 39 年 4 月 25 日まで
⑤昭和 39 年 9 月 25 日から同年 10 月 25 日まで

A社における厚生年金保険被保険者期間照会を社会保険事務所に行ったところ、加入記録が無いとの回答を得た。

しかし、私は、申立期間において、当該事業所に季節労働者として働いていたことは間違いない。

そのことは、当該事業所に私を紹介してくれた同僚も認めているし、責任者や他の同僚等についても何人か名前を覚えている。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A社（現在は、B社）において季節労働者として勤務していたことは、B社が認めていることから確認できるが、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は確認できない上、申立人が覚えている同僚（季節労働者）8人のうち、責任者であった者を除く7人は、いずれも昭和39年9月25日以降に初めて当該事業所に係る被保険者資格を取得しており、そのうちの1人は、「給与は、毎年、翌年の春にまとめて支給されており、昭和40年の支給時に、会社から、『今年（昭和39年）か

ら厚生年金保険に加入させた。』との説明があったと思う。」としていることから、当該事業所は、責任者を除く季節労働者に対し、39年9月24日までは厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがえる。

さらに、申立期間⑤について、申立人は、「昭和39年は、9月ごろにA社に行ったが、この仕事が嫌になり、1か月後ぐらいに辞めた。」としているところ、昭和39年9月25日に当該事業所に係る被保険者資格を取得した同僚の厚生年金保険記号番号の払出日が同年10月17日であることが確認できる上、同僚で申立人が当該事業所を退職した時期を覚えている者はおらず、申立人も退職した日を覚えていないことから、申立人は、当該事業所が被保険者資格取得届を行った時期には既に退職していた可能性も否定できない。

加えて、当該事業所は、「数度の合併を経て、現在、当時の役員等は残っておらず、本社移転時に資料を紛失等したこともあり、そのほかの当時の資料も既に廃棄しており、申立人の申立期間に係る保険料を給与から控除していたかどうかは不明である。」としている上、同僚に聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和18年7月20日から19年11月1日まで
私は、徴用令書により、A社に徴用されたが、すぐにB社への勤務を命じられ、申立期間については、そこで勤務していた。B社に係る厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所に照会したところ、申立期間については、被保険者期間となっていないとの回答を得た。給与明細書等はないが、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、B社に勤務していたことは、当該事業所名の辞令及び同僚の証言により確認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により申立人の給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、当該事業所の厚生年金保険の適用日は、不明であるものの、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、昭和19年6月1日に被保険者資格を取得した者が複数確認できることから、当該事業所は、同日に新規適用されたものと推認でき、申立期間の一部については、厚生年金保険の適用事業所ではなかったものと考えられる上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には、申立人の被保険者資格取得日が同年11月1日と記載され、資格取得日は被保険者名簿及びオンライン記録とも一致しており、事務処理において特に不自然な点は認められない。

さらに、申立人が徴用令書により徴用されたA社に係る健康保険労働者

年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の氏名は確認できない。

加えて、当該事業所は既に全喪し、当時の事業主及び役員は死亡又は所在不明である上、当時の同僚に聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年3月1日から26年10月1日まで
私は、昭和24年6月1日から36年8月25日までの期間において、A社に在職していたにもかかわらず、申立期間が空白期間になっているのは納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の一部において、A社又はB社（社会保険庁の記録上、当初の事業所名は「A社」でされていたが、少なくとも、改めて厚生年金保険の適用を受けた昭和26年10月1日以降は、「B社」とされている。）に勤務していたことは、B社の事業を継承しているC社が提出した労働者名簿により確認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により申立人の給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、社会保険庁が保管しているA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、被保険者資格喪失日が特定できない2人を除く被保険者（26人）は、いずれも昭和25年3月1日までに被保険者資格を喪失していることが確認できることから、当該事業所は同日にいったん全喪したものと推認できる上、社会保険庁の記録上、B社における厚生年金保険の再適用は26年10月1日であり、いずれの事業所も、申立期間においては、厚生年金保険の適用事業所ではなかったものと考えられる。

さらに、C社は、「当時の資料は無く、不明である。」としている上、申立期間前後において、A社又はB社に勤務していた複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわ

せる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。